

韓国知的財産ニュース 2020年10月前期

(No. 424)

発行年月日：2020年10月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案
(議案番号：2104495)

関係機関の動き

- 2-1 ブルネイでも韓国の特許がそのまま認められる
- 2-2 国民が選んだ有望な知的財産創業企業10社
- 2-3 国民が提案したイノベーションのアイデア、企業と取引される

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、急増する模倣品のオンライン流通根絶に乗り出す

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 健康、運動、レジャーへの関心が高まり、商標出願も急増

その他一般

- 5-1 ペットのための最高の発明品は？
- 5-2 調理済み食品の進化、世界の人々の食卓を変える

法律、制度関連

1-1 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案(議案番号:2104495)

議案情報システム (2020.10.13.)

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号 : 2104495)

議案番号 : 2104495

提案日 : 2020年10月13日

提案者 : コ・ミンジョン議員外17人

提案理由

現行法は、国家核心技術を保護するために、国家核心技術を保有・管理している対象機関の長に国家核心技術を取り扱う専門人材の転職管理及び秘密保持等に関する契約締結などの措置を取るよう規定している。

しかし、国家核心技術を保有している対象機関のうち、国家核心技術の保護のための専門担当組織が設置されている機関は全体の35パーセントに過ぎず、国家核心技術の保護業務を行う専門担当役員ないし担当役員を備えている機関はほぼ皆無で、対象機関で国家核心技術の保護業務が実質的に行われていない状況であるため、それに対する立法の補完が必要な状況である。

また、現行法で窃取・欺罔・脅迫や、その他不正な方法で対象機関の産業技術を取得する行為、又はその取得した産業技術の使用や、それを公開する行為を禁止しているが、適法な方法で産業技術を取得した場合、対象機関の同意なしに取得した産業技術を使用しないし公開しても窃取・欺罔・脅迫やその他不正な方法が介入されず、その行為者の不正な目的が証明されない限り、その行為者を処罰できない処罰の空白が発生している状況であり、それに対する補完が必要である。

主要内容

- イ. 国家核心技術を保有している対象機関の長は、国家核心技術を保護するために、国家核心技術を保護するための人員を指定して組織を設置し、それを産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長に申告しなければならない(案第10条の2新設)。
- ロ. 適法な方法で対象機関の産業技術を取得した後、対象機関の同意無しに、その取得した産業技術を使用するか、又は公開する行為を禁止するようにする(案第14条第1号の2新設)。
- ハ. 国家核心技術を保護する人員の指定、又は組織の設置を申告しない者に過料を賦課する(案第39条第1項第1号の2新設)。

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように新設する。

第10条の2（国家核心技術を保護する人員の指定及び組織の設置等）①国家核心技術を保有している対象機関の長は国家核心技術の保護のために次の各号の措置を取り、それを産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長に申告しなければならない。

1. 「独占規制及び公正取引に関する法律」第14条第1項の公示対象の企業集団に属する対象機関の場合、役員として国家核心技術を保護する最高責任者を指定し、専門担当組織を設置する。
2. 「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法」第2条第1号の中堅企業に該当する対象機関の場合、国家核心技術を保護する担当役員を指定し、担当組織を設置する。
3. 「中小企業基本法」第2条第1項の中小企業に該当する対象機関及び第1号・第2号に含まれていない国家核心技術の保有機関の場合、国家核心技術を保護する担当組織を設置する。

②第1項第1号による国家核心技術を保護する最高責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1. 国家核心技術を保護する担当組織で、大統領令で定める国家核心技術の保護措置における全般的な業務を3年以上遂行した者、又はそれに相当する者。
2. 国家核心技術を保護する担当組織で「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第45条の3に該当する業務の全般を3年以上遂行した者、又はそれに相当する者。

③第1項第1号により指定及び申告された国家核心技術を保護する最高責任者は、第4項の業務以外の他の業務を兼任することはできない。

④第1項第1号により指定及び申告された国家核心技術を保護する最高責任者は、第10条で定める国家核心技術の保護措置における業務を総括し、「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第45条の3に該当する情報保護責任者の業務を遂行することができる。

⑤国家核心技術を保有している対象機関は、侵害事故に対する共同予防及び対応、必要な情報の交流、その他大統領令で定める共同の事業を遂行するために、第1項第1号による国家核心技術を保護する最高責任者を構成員とする国家核心技術を保護する最高責任者の協議会を構成・運営することができる。

⑥政府は、第5項の国家核心技術を保護する最高責任者協議会の活動に必要な経費の全部又は一部を支援することができる。

⑦第1項による申告の方法及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条第1号の2を次のように新設する。

1の2. 適法な方法で対象機関の産業技術を取得した後、対象機関の同意無しに、その取得した産業技術を使用するか、又は公開する行為。

第39条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第10条の2第1項に違反して国家核心技術を保護する人員の指定、又は組織の設置を申告しなかった者

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（国家核心技術を保護する人員の指定及び組織設置の申告に関する経過措置） この法律の施行当時に第10条の2第1項により国家核心技術を保護するための人員を指定するか、又は組織を設置して申告しなければならない対象機関の長は、この法律の施行後、産業通商資源部長官が告示する日まで国家核心技術を保護する人員を指定するか、又は組織を設置して申告しなければならない。

関係機関の動き

2-1 ブルネイでも韓国の特許がそのまま認められる

韓国特許庁（2020.10.5.）

カンボジア、ラオスに次いで3番目の特許認定制度を施行

韓国特許庁は、韓国で登録した特許がブルネイでもそのまま認められる、特許認定制度（Patent Recognition Program）を10月から施行する了解覚書を締結したと発表した。

了解覚書の締結により、韓国とブルネイに特許を出願した出願人は、韓国で登録した特許に基づいて、ブルネイ特許庁に特許認定の申請をすることで、ブルネイで別途の特許審査を受けずに3ヵ月以内で現地での特許登録を受けることができるようになった。

特許権は、原則として登録を受けた国でのみ効力を発揮し、全ての国は自国の特許法に基づいて独自に特許を審査した後、登録可否を決める。

しかし、特許認定制度は自国の審査を経ずに他国で登録を受けた特許権の効力をそのまま認めるという点で、非常に例外的な制度である。ブルネイはカンボジア（2019年11月）、ラオス（2020年7月）に続き、韓国特許について、上記のような例外を認める第3番目の国となった。

今回のブルネイとの特許認定制度の締結は、韓国とブルネイ両国首脳の知的財産分野における協力強化の意志を実現したものである。

2019年3月に韓国のムン・ジェイン大統領は、ブルネイに国賓訪問してブルネイのハサナル・ボルキア国王と会合を行い、両国の知的財産分野での協力を促進させることを約束する共同声明を発表した。その後、2019年11月に行った韓-ASEAN 特別首脳会合でも、ブルネイを含む ASEAN 首脳は共同議長声明を通じて韓国と ASEAN の特許審査協力の強化を強調した。

特許庁は、両国の首脳会合以後、ブルネイ特許庁と特許認定制度の了解覚書締結のために実務協議を続けてきており、1年6ヵ月の長い期間を経て、今回ついに実を結ぶことになった。

ブルネイは2017年基準で、主要輸出品目のうち鉱物性燃料が占める割合が89%に達する原油と天然ガスへの依存度が高い国であり、最近、ブルネイ政府は、産業の多角化に向けて多くの努力を注いでいる。

今回、ブルネイで施行される特許認定制度は、韓国企業がブルネイで速やかに特許を取得して安定的に定着できるだけでなく、ブルネイ政府からも、さまざまな韓国企業を自国に誘致して産業の多角化を支援する、非常に有用な手段になると期待している。

特許庁長は、「他国で韓国特許を別途の審査無しに、そのまま認められるということは、韓国特許審査の品質に対する信頼がなければできないことである」と強調し、「これから特許審査の品質を向上させるために、さらなる力を入れる一方、国際協力の対象国を持続的に拡大して韓国特許が ASEAN のみならず、多くの国で認められるように努力していきたい」と述べた。

最優秀賞に「Prinker Korea」、優秀賞に「EDENLUX」など
褒賞金 1,300 万ウォン、「挑戦！K-スタートアップ 2020」への統合出場権を付与

韓国特許庁は、韓国発明振興会、信用保証基金とともに 10 月 7 日の午後 2 時、韓国知識財産センターで「第 1 回知的財産スタートアップコンテスト」の授賞式を開催し、「有望な知的財産創業企業 10 社」に対する選定結果を発表した。

当日、特許庁長賞の最優秀賞と優秀賞は、「消えるタトゥーソリューション Prinker」を発売した「Prinker Korea」と「目の水晶体訓練機器 OTUS」を発売した「EDENLUX」に与えられた。

その他、韓国発明振興会長賞（3 件）と信用保証基金理事長賞（3 件）が与えられる奨励賞には、「Sherpa Space（植物向け光調整ソリューション）」、「INTOSEE（透視ディスプレイ）」、「THALLOS（リアルタイムで運転者状態が分析できる緊急コールシステム）」、「WellsCare（スマート IOT を用いた痛みの治療プラットフォーム：エピオン）」、「ABI（感染症の迅速診断に向けた分子診断 POCT システム）」、「未来メディカル（歩行時の足圧を軽減する半ギブス：エムギブス）」が選ばれた。

入選には、「Orange Medics（ロボットと腹腔鏡手術用の吸引洗浄装置）」と「Upenn Solution（ウェブアクセス基盤のウェブクローラサービス）」が選ばれ、韓国発明振興会の会長賞がそれぞれ与えられた。

今回の「知的財産スタートアップコンテスト」は、有望な知的財産を保有している発明者、予備創業者の創業活性化とスタートアップの成長を支援するために、2020 年に初めて開催された。

このコンテストは、5 月 1 日から 6 月 22 日まで参加募集を行い、計 533 チームの予備創業者と創業チームが志願、53.3 : 1 の高い競争率を記録した。創業チームの選抜のために導入した国民参加審査には約 2,000 人の国民が自ら参加するなど、創業者と国民の関心が高かった行事である。

当日の授賞式には、韓国特許庁長と韓国発明振興会の常勤副会長、信用保証基金の常任理事が参加し、有望な知的財産創業企業 10 社に「特許庁長賞など計 1,300 万ウォンの褒賞」と「挑戦！K-スタートアップ 2020 への統合出場権」を授賞した。

※最優秀賞（400 万ウォン）、優秀賞（200 万ウォン）、奨励賞（各 100 万ウォン）、入選（各 50 万ウォン）

特許庁は、これらの企業が部処レベルの統合本選コンテストでも良い成果が得られるよう、「知的財産基盤の創業 IR 説明会コンサルティング」を提供し、信用保証基金とともに信用保証と投資誘致説明会を開催するなど、創業企業の成長のためのフォローアップを行う予定である。

特許庁長は、「前例のない変化と機会の時代において、新たな挑戦に対応するための重要な戦略と手段は、知的財産とスタートアップである」とし、「知的財産スタートアップが将来の有望産業の主役として成長できるよう、官民上げての多様な支援を最大限していきたい」と創業者たちを激励した。

2-3 国民が提案したイノベーションのアイデア、企業と取引される

韓国特許庁（2020.10.15.）

「第 2 回イノベーションのアイデア公募展」の授賞式および取引契約締結の行事を開催

韓国特許庁は、10 月 15 日の午前 11 時に韓国知識財産センターで、「第 2 回イノベーションのアイデア公募展」の授賞式を開催する。今回の授賞式では、公募展を通じて提案されたアイデアの権利を企業に移転する取引契約の締結も実施される。

今回の公募展は、新型コロナウイルスの拡散により重要になった衛生・防疫、エコ活動、非対面分野において、企業が製品の改善や新製品の開発に活用できるよう、国民から斬新なアイデアを購入するという趣旨で開催され、その結果、計 424 件のアイデアが受け付けられて最終的に 5 件のアイデアが取引された。

前回の第 1 回生活イノベーションのアイデア公募展に比べて、平均取引金額が 3 倍以上増加したが、最高価格で取引された、Kims AD の課題の場合、アイデアの取引だけでなく、これから企業とアイデア提案者で取引されたアイデアを具体化して商品化する段階まで相互協力することにした。

それに関して、Kims AD の専務理事は、「当社が生産している既存製品の改善に必要な技術を、今回の公募展を通じて得られることができ、有意義であった」とし、「取引したアイデアは、当社が製作している製品の改善に活用され、今回のアイデアを購入した後も製品開発のためにアイデア提案者と継続的に協業する予定である」と述べた。

また、今回の授賞式では、取引契約の他に、公募展に受け付けられたアイデアの中からアイデアの具体性、実現可能性などにおいて優秀だと判断されたアイデア4件についても個別に授賞する予定である。

受賞作の中で最高賞である特許庁長賞は、「公共データを活用した新概念自転車ナビゲーションのアプリケーション」のアイデアを提案したソン・チャンヒョン（40歳）氏が受賞したが、今回の受賞作は公共データの活用を通じてアイデアの実現可能性が高く、既存のサービスに比べて利便性が優れている点で審査委員から最高の点数を獲得した。

特許庁は、今回の公募展に引き続き、10月19日から「2020年第3回イノベーションのアイデア公募展」を開催する予定であり、今回の第2回公募展では新型コロナウイルスにより重要になった衛生・防疫、非対面、エコ活動分野のアイデアを募集したが、第3回公募展は企業の製品を国民が体験し、それに対する改善策を提出する体験型のアイデアを中心に実施する予定である。

特許庁長は、「新型コロナウイルスにより産業構造が急変し、デジタル経済への移行が加速されることにより、企業のオープンイノベーションが重要視される状況の中で、今回の公募展が企業のオープンイノベーション活動に役立つことを期待している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、急増する模倣品のオンライン流通根絶に乗り出す

韓国特許庁（2020.10.14.）

オンラインでの模倣品に対する通報件数が 204.4%急増
取り締まり人材を追加配置し、オンライン取り締まりを強化
商標権者およびオンラインプラットフォーム業者と協力し、消費者の被害を最小化

韓国特許庁は、10月14日（水曜）午前8時30分に政府ソウル庁舎で国務総理が主宰する新型コロナウイルス感染症中央災害安全対策本部の会議で、「模倣品のオンライン流通防止対策」を確立して発表したと報道した。

新型コロナウイルスの拡散により、オンラインショッピングモールでの取引ブームに伴って、2020年8月までのオンライン模倣品に対する通報件数は、前年同期に比べて204.4%に急増した。

※オンラインショッピングモールの取引額（統計庁）：（2019年1～8月）86兆6,000億ウォン→（2020年1～8月）101兆8,000億ウォン
オンライン模倣品に対する通報（特許庁）：（2019年1～8月）4,194件→（2020年1～8月）1万2,767件

しかし、捜査人材の不足により、通報件数の2.8%しか捜査に着手することができず、未処理通報件と内部からのモニタリングに対しては、取り締まり支援人材が掲示物の削除、ウェブサイトの閉鎖などの販売制裁措置を取っている状況である。

そこで、特許庁は限られた取り締まりの人数で急増する模倣品のオンライン流通を効率的に遮断し、消費者の被害を最小限にするため、今回の対策を設けた。

まず、特許庁は、オンライン取り締まり活動を強化して、消費者の被害を予め遮断していく予定である。

新型コロナウイルスにより、現場取り締まりが制限されたため、韓国知的財産保護院のオフライン取り締まり専門人材を一時的にオンラインモニタリング人材に転換(※)し、国民保健および安全を脅かす分野を中心に、掲示物の削除、ウェブサイトの閉鎖などの販売制裁措置を拡大して実施する計画である。

※（現）オンライン取り締まり専門人材 8 名+オフライン取り締り専門人材 8 名追加（合計 16 名）

さらに、大規模の流通業者と模倣品販売常習者については、商標権特別司法警察が集中捜査して模倣品を防ぎ、中長期的にはオンライン流通の持続的な増加に備えて、捜査人材の補強およびデジタルフォレンジックなどといった捜査手法の高度化も推進する。

そして、消費者被害救済の実効性を向上させる予定である。

商標権者と協力し、より多くのブランドに対する模倣品の鑑定結果を提供（※）することで、模倣品を購入した被害者が販売者に直接払い戻しを受けて補償を要求するように支援する。

※模倣品鑑定依頼の件数（件）：（2018 年）485→（2019 年）712→（2020 年 9 月）666

それと共に、オンラインプラットフォーム業者が模倣品購買による被害に対して先に補償し、その後該当のオープンマーケットに求償権を請求する方式である被害補償制（※）を拡大運営させ、消費者がより簡単で迅速に被害補償を受けることができる環境を造成する。

※事例：11 番街の模倣品 110%補償制度、Gmarket・Auction の模倣品 200%補償制度など

最後に、模倣品のオンライン流通を防止するための制度改善および官民協力を拡大していく計画である。

オンラインプラットフォーム業者など、商品販売の仲介者の模倣品流通防止に対する責任を強化するために、その業者に商標権侵害防止の責任を課す商標法改正（※）を推進している。

※商品販売の仲介者の商品販売に対する侵害教唆・幫助行為を商標権の間接侵害行為と規定、故意の場合は刑事罰賦課（2020 年 9 月 11 日、議案番号：2103810）

それとともに、オンラインプラットフォーム業者、商標権者、特許庁、放送通信審議委員会などで構成された模倣品流通防止協議会（※）を通じて、国民に対する広報、知財権保護教育および合同取り締まりを強化する予定である。

※NAVER など 20 のオンライン事業者、LG 電子など 56 の商標権者、韓国消費者院、政府（特許庁、放送通信審議委員会など）などで構成された官民協議会（2014 年 5 月発足）

特許庁長は、「新型コロナによるオンラインでの模倣品流通の急増は、新型コロナが終息しても持続すると見込んでいる」とし、「このような知的財産犯罪のオンライン化と巧妙化に備えて捜査能力を高め、組織と人材を拡大することで、オンライン取引の公正な競争秩序を確立していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 健康、運動、レジャーへの関心が高まり、商標出願も急増

韓国特許庁（2020.10.12.）

セルフメディケーション、OPAL 世代の消費トレンドによって商標も急増する

#セルフメディケーション（注1）が新しいトレンドとして浮上している。これまで中高年層に偏っていた健康、運動、レジャー関連の需要が若者から中高年層までの全世代に拡大している。今後、新型コロナウイルスの影響により健康、運動への関心は社会的にますます高くなると予想される。

#OPAL 世代（注2）も新しい消費層（注3）として浮上している。同世代は、インターネット・モバイルショッピングなどにも慣れているためトレンドの変化にも敏感に反応し、若い世代より資産規模が大きく潜在的な消費力も高いため、消費市場で徐々に変化をリードしている。OPAL 世代はレジャーおよび健康などに関心が高く、関連産業の主要消費層として注目されている。

セルフメディケーション、OPAL 世代など、健康・運動・レジャーへの関心を反映した多様な消費トレンドが定着され、それに関する（レジャーおよび健康）商品の商標出願も活気を帯びている。

韓国特許庁によると、ここ 5 年間（2015 から 2020 年の上半期まで）にスポーツ・娯楽などのレジャー関連商品、健康機能・サプリメント、健康関連の情報提供・相談・教育サービス業に出願された商標は、計 20 万 113 件で、2015 年の 3 万 1,663 件から 2019 年の 4 万 1,702 件に 31.7%増加した。

同期間に多く出願された順で見ると、スポーツ・娯楽などのレジャー関連商品（※）が 74.9%で最も高く、健康機能・サプリメントは 21.5%、健康関連の情報提供・相談・教育サービス業は 3.6%の順であった。

※スポーツアパレル 37%、登山用品 17%、ゲーム用品 16%、ゴルフ用品 13%、釣りなどその他のレジャー用品 17%

出願が最も大幅に増加した順では、健康機能・サプリメントが 2015 年に比べて 60.2%と最も高く、スポーツ・娯楽などのレジャー関連商品は 25.2%、健康関連の情報提供・相談・教育サービス業は 23.6%増加した。

出願人の構成比をみると、個人が 46.3%、法人は 53.7%であり、韓国人が 89.3%、外国人は 10.7%

であった。韓国人出願を出願人の類型別にみると、個人の出願割合が 50.3%、中小企業 32.4%、中堅企業 7.2%、大企業 6.4%、その他は 3.6%であった。

これは、個人事業者や中小企業がさまざまな関連商品に対するニーズに迅速かつ柔軟に対応することが比較的有利なためであると分析される。

特許庁の商標デザイン審査局長は「引退をした後に新たな仕事を探して余暇活動を楽しみながら、若者のように消費する 50～60 代が自分磨きのためにも相当な費用を投資している」とし、「健康・運動・レジャーを楽しもうとする消費層が増えているため、事業者が最近の消費トレンドを読み、速やかに対応することが重要である」と述べた。

注 1 自ら健康管理に集中的に投資して消費を惜しまない現象で、新型コロナウイルスの影響により新しい消費トレンドとして浮上

注 2 自分のために消費して、情熱的に生きていく世代という意味の「Old People with Active Life」の頭文字を取った造語（韓国語で 5（オ）8（パル）の発音と同じで、1958 年生まれも意味する）。

注3 韓国のインターネットショッピングモールである Auction の場合、50～60 代の顧客の割合が、2014 年 17%から 2018 年 27%にまで上昇したと発表（出典：消費ライフ Q、2020 年 2 月 18 日）。

その他一般

5-1 ペットのための最高の発明品は？

韓国特許庁（2020.10.5.）

10 月の「今月の発明品」にペット向けの健康診断キットを選定

韓国特許庁は、Facebook と光化門 1 番街（韓国のオン・オフライン政策提案プラットフォーム）のユーザーを対象に「ペットのための最高の発明品」の投票を実施し、最も多くの票を得た発明品としてペット向けの健康診断キットが選ばれたと 10 月 5 日に発表した。

ペットのための最高の発明品の 2 位にはファン処理機、3 位は空気清浄機、4 位は運動ロボットなどが選ばれた。

今回の投票は、特許庁の Facebook と光化門 1 番街で、9 月 4 日から 13 日までの 10 日間実施され、投票参加者が事前に選定された 10 件の候補発明品の中から 2 つを推薦する方式で行われた。

投票には一般の国民が 1,070 人参加し、2,059 個の有効回答を得た。

※歯ブラシ、シャワーヘッド、クールマット、空気清浄機、クールベスト、運動ロボット、美容チェア、安全ドア、健康診断キット、ファン処理機

ペットのための最高の発明品に、全体の有効回答の 14.9%を占める 307 票を得た健康診断キットが選ばれた。

健康診断キットは、ペットの健康をチェックする製品で、ペットの尿で健康状態を測定する製品である。

投票参加者は、「どこが悪いのがすぐ把握できるため、画期的なアイデア商品だと思います」、「ペットは痛い時、外から見てもわからないため、家庭で診断キットを利用して病気の診断ができると便利です」との評価を受けた。

2位はフン処理機で、有効回答の13.8%を占める284票を獲得した。

フン処理機はペットの排泄物を処理する箱で、多機能のフィルタが付いており、処理する時に発生する雑菌の繁殖を抑制し、悪臭を軽減する。

投票参加者は、「臭いフンの処理がきれいにできるようで、とても良いと思います」、「ペットを飼うとフンを処理するのが面倒だったが、便利になると思います」などの推薦理由を書いた。

3位に選ばれた空気清浄機は、有効回答の13.1%を占める270票を獲得した。

ペット向けの空気清浄機は、ペットの抜け毛や臭いを解決する効果が高く、ペット向けのモードにすると抜け毛で困ることなく、きれいな空気を楽しめることができる。

投票参加者は、「ペットは抜け毛が多くて、室内に臭いがこもりがちだが、それに特化された製品なのでお勧めできると思います」、「毛や鼻を打つペットのフンの臭いでいつも悩んでいたが、空気清浄機で快適に管理できると思います」などとコメントした。

4位は有効回答の11.7%を占める241票を得た運動ロボット、その次にクールマット（5位、204票）、クールベスト（6位、194票）、歯ブラシ（7位、165票）、シャワーヘッド（8位、164票）であった。

また、「ペットを飼う人が増えており、その人たちのニーズに合わせた製品が発売されるということはいれしくて、ありがたいことだと思います」などのコメントもあった。

調理済み食品 (HMR) に関連する国際特許出願を積極的に活用すべき

韓国特許庁によると、ここ 5 年間の調理済み食品 (HMR、Home Meal Replacement) の韓国国内での特許出願は 530 件で年平均 7.3% 増加し、2020 年上半期には 2019 年上半期に比べて 32% 増と大幅に増加した。

※2015～2019 年、調理済み食品に関連する韓国国内の特許出願件数は 530 件

※2019 年上半期、調理済み食品に関連する韓国国内の特許出願件数は 50 件

※2020 年上半期、調理済み食品に関連する韓国国内の特許出願件数は 66 件

これは、単独世帯の増加、時間の節約、健康な家庭料理を好むトレンドに加え、最近のコロナ禍により調理済み食品の市場規模が急成長したことによるものであり、全世界の HMR 市場規模は、2021 年に 1,891 億ドル (注 1)、韓国国内の HMR 市場規模は 2022 年に約 5 兆ウォンに達すると予想される (注 2)。

このような傾向は、全世界で確認することができる。152 カ国に同時に特許出願したのと同じ効果を得る PCT 国際出願 (注 3) も年平均 17.6% の増加傾向を見せており、2020 年上半期には前年同期に比べて 17.1% が増加した。

ここ 5 年間 (2015～2019 年)、全世界の国際特許出願を出願人別に分析すると、韓国人による国際出願の割合 (9.58%) は、日本 (26.25%)、米国 (17.08%) に次いで 3 位を占めており、具体的には日本の日清食品 (30 件) が最も多く、ネスレ、ユニリーバなどに続き、韓国の CJ 第一製糖 (6 件) が 5 位となった。

国際特許出願を技術分野別に見ると、電子レンジを使う、沸かすなどの簡単な調理方法で食べられるインスタント食品が 126 件で最も多く、その次に、購入後すぐに食べることができる即席摂取食品が 56 件、レトルト包装およびインスタント食品の容器に関する出願が 54 件の順であった。

インスタント食品を品目別にみると、麺・パスタとともにパックごはん・パックおかゆが大半を占めているが、カレー、チャジャンソースなど伝統的な品目だけでなく、調理済み魚、ステーキ、レトルト臭を除去した食品、ミネラル強化食品などと、ますます多様化している。

特許庁の国際特許出願審査 1 チーム長は、「ここ 5 年間、HMR に関連する韓国国内の特許出願は 530 件である一方、韓国人の国際特許出願件数は、23 件に過ぎない。」とし、「韓国料理の世界化と海外市場の先取りのために、海外への進出計画のある食品会社は、韓国国内の特許出願の増加に歩調を合わせて海外市場への進出の礎となる PCT 国際特許出願を積極的に活用する必要がある」とコメントした。

注 1 食品外食経済、2018 年 1 月 15 日。「グローバル HMR 市場、未来食品産業の激戦場」

注 2 農林畜産食品部、2019 年 8 月。「2019 加工食品における市場の細分化現況報告書」

注 3 特許協力条約 (PCT、Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願であり、一度の出願で、米国、欧州など世界の 152 カ国に同時に特許出願した効果を有する。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム